

平成29年9月21日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	古 沢 清 志	委員	3番	佐 藤 耕 治	委員
4番	渡 邊 賢 一	委員	5番	伊 藤 正 彦	委員
6番	遠 藤 智 与 子	委員	7番	太 田 芳 彦	委員
8番	石 山 忠	委員	9番	阿 部 清	委員
11番	國 井 輝 明	委員	12番	辻 登 代 子	委員
13番	杉 沼 孝 司	委員	14番	工 藤 吉 雄	委員
15番	木 村 寿 太 郎	委員	16番	柏 倉 信 一	委員

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
草 苅 和 男	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
竹 田 浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	田 宮 信 明	政策企画課長
伊 藤 耕 平	商工創成課長	安 達 徹	財 政 課 長
設 楽 和 由	税 務 課 長	荒 木 信 行	市民生活課長
森 谷 孝 義	建設管理課長	安 達 晃 一	下 水 道 課 長
原 田 真 司	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長	松 田 仁	さくらんぼ 観 光 課 長
軽 部 賢 悦	健康福祉課長	片 桐 勝 元	高齢者支援課長
佐 藤 肇	子育て推進課長	大 沼 利 子	会 計 管 理 者 （兼）会計課長
辻 洋 一	水道事業所長	土 屋 恒 一	病 院 事 務 長
佐 藤 和 好	学校教育課長	高 林 雅 彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大 沼 孝一郎	監 査 委 員	沖 津 一 博	監 査 委 員
渡 辺 優 子	監 査 委 員 事務局 長		

○事務局職員出席者

月 光 龍 弘	事 務 局 長	山 田 良 一	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
平成29年9月21日(木) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成28年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 平成28年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 9号 平成28年度寒河江市財産区別特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 10 認第10号 平成28年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 11 議第46号 平成28年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 13 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開

午前9時30分

議 案 上 程

○遠藤智与子委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○遠藤智与子委員長 日程第1、認第1号平成28年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、議第46号平成28年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

○遠藤智与子委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○遠藤智与子委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。伊藤総務産業分科会委員長。

〔伊藤正彦総務産業分科会委員長 登壇〕

○伊藤正彦総務産業分科会委員長 おはようございます。総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日、12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款、歳出第12款及び歳出第13款並びに認第2号、認第3号、認第4号、認第9号及び議第46号であります。

審査の都合上、認第1号については認第1号中歳出第3款の一部の審査終了後に歳出第9款の審査を行い、次に歳出第5款、次に歳出第7款の審査を行い、その後歳出第6款、次に歳出第8款、次に歳出第11款の順で審査を行うこととし、また認第9号については認第1号の審査終了後に審査を行い、その後認第2号の審査に入ることを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成28年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「補正予算についての基本的な考え方を教えてほしい」との問いがあり、当局より「補正予算は緊急的なもの、特に対応しなければならないものに限られるものです」との答弁がありました。

委員より「ふるさと納税に関して、今回も23億3,000万円くらい皆さんからいただいているが、寄附金の処理と返礼品の経費はどのようにしているのか」との問いがあり、当局より「平成28年度に振り込みをして、翌年度に返礼品送付を希望する場合は、収入が平成28年度となり、それに対する返礼品の経費は平成29年度となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「まち・ひと・しごと創生事業は前年度より四千数百万円多いが、ふえた主な事業は何か。また、委託料629万3,000円はどのような内容のものか」との問いがあり、当局より「まち・ひと・しごと創生事業でふえた主な新規事業は、ストライダーエンジョイカップの開催費用や、県と連携して奨学金の返還を支援する若者定着奨学金返還支援事業負担金などです。委託料は工業団地の立地可能性調査等に関する支出です」との答弁がありました。

委員より「市内循環型公共交通事業の実証運行が11月30日で終わり、12月から本格運行となったが、実証運行と本格運用の実績はどうか」との問いがあり、当局より「実証運行は昨年1月27日から11月30日まで206日間実施し、トータルで2,450人、1日平均11.89人の利用でし

た。本格運行は12月1日から4カ月間でトータル80日間になりますが、1,029名、1日平均12.86人利用し、実証運行に比べ若干増加しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「空き店舗対策支援事業補助金の支出件数はどうか。また、補助金支出後、廃業した店舗はないか」との問いがあり、当局より「空き店舗対策支援事業補助金は中心市街地に限定した事業であり、昨年は店舗改修費が5件、家賃補助が9件で、ほとんどが飲食業です。また、補助金支出後、廃業された店舗もあります」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえで土日に魅力あるイベントを集中させた結果、来場者はどうだったのか」との問いがあり、当局より「1カ月の来場者数は45万5,577人で、前年度を大きく上回りました。その要因としては、初開催も含めイベントを集中させたこと、公園内のファンタジーランドに大型遊具を増設したことにより、子供連れの来場がふえたことが考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さくらんぼ産地パワーアップ支援事業の補助金を受ける要件は何か」との問いがあり、当局より「申請者の10%以上の労力軽減または10%以上の収量増が要件となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山西米沢線の工事は平成29年度で終わる予定なのか」との問いがあり、当局より「今年度で終わる予算編成をしていますが、宅地移転の関係でその方の移転期限が来年3月末となっていることから、工事については一部翌年度に繰り越しとなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「予備費充用先の主なところの説明があったが、当初予算で計上できなかった理由は何か」との問いがあり、当局より「寒河江駅

自由通路の消火器整備に支出した委託料について、点検で不備が見つかったことから予備費を充用して執行したものです」との答弁がありました。

次に、認第9号平成28年度寒河江市財産区別特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在、中央工業団地で下水道管配置をやっているが、その進捗状況及び下水道を使用しているのは約80社のうちで何割ぐらいか」との問いがあり、当局より「中央工業団地内における平成28年度末の管渠の整備延長は5,307メートルで、計画延長の約49%の状況です。また、汚水ますは50社に設置しており、現在26社が下水道を使用しています。使える方で下水道を使っている割合は52%です」との答弁がありました。

委員より「使用料の収入未済額の対応策は何か、また、効果を上げている収納方法の事例は何か」との問いがあり、当局より「使用料の収納は水道事業所に委託しており、水道事業所と連携して催告書の送付や、集中期間を設けて未納者宅を訪問しての納付指導等を実施しております。効果を上げている収納方法の事例としては、水道事業所と連携して悪質な方については給水停止とすることで、下水道を使用できないようにする形で対応している自治体がほとんどであるという状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第46号平成28年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○遠藤智与子委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。佐藤厚生文教分科会委員長。

〔佐藤耕治厚生文教分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日及び13日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号及び認第10号であります。

初めに、認第1号平成28年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に

入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民相談事業について、相談の件数と相談内容は」との問いがあり、当局より「これは毎月1回法律相談ということで市民の方から相談を受けているもので、平成28年度の相談件数は38件です。主な相談内容は、離婚、金銭問題、相続などでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護ロボット導入支援事業補助金により介護ロボットを導入した事業者の反応はどうか」との問いがあり、当局より「機械が大きく、保管場所などスペース確保の問題があるが、介護職員の負担軽減になっていると喜んでおられました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放射能対策事業の側溝汚泥の検査件数と、その結果についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「検査地点は51カ所で、いずれも放射性物質については基準値を超えるものは検出されておられません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「英語力育成事業に関連してALTを1名増員して3名体制となったが、3年後の

小学校英語教科化に向け、ALTを増員する考えはあるのか」との問いがあり、当局より「ALTの体制については、市内3中学校に対し合計3名という状況で第1段階と捉えています。現体制での成果を見ながら、英語教育を充実するために必要だと判断したときに要望してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市のジェネリック医薬品の普及率はどれくらいか」との問いがあり、当局より「平成29年5月現在で73.57%です」との答弁がありました。

委員より「高額療養費について、支出額は1レセプト当たり平均が6万2,000円程度だと思いが、最高額はどれくらいか」との問いがあり、当局より「1レセプト当たりの最高額は545万2,940円です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「還付未済金はどうして発生したのか」との問いがあり、当局より「還付発生時期がちょうど年度の切りかえ時期に当たったことなどが原因となっています」との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「後期高齢者制度については、高齢

者を分けるものであり、また国保料の負担も大きくなっている。高齢者を分け隔てすることなく、負担軽減を図り、過ごしやすい生活を営むことを目指したいという思いから、この制度そのものも含め反対である」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号平成28年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「家族介護者交流激励支援事業について、交流会の対象者と参加者数はそれぞれ何名か」との問いがあり、当局より「平成28年度の対象者は、要介護3から5の認定を受けている方と認知症の自立度がⅢ以上の方で在宅で介護している方で、合計376名に案内を送りました。昨年10月17日と23日の2回開催し、それぞれ23名、12名の計35名の参加がありました」との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「今般、要支援1、2の方を介護予防給付から外して、介護予防・日常生活支援総合事業に移すことになったが、全国的に軽度者の受け入れ施設や担い手が不足している状態にある。また、介護報酬についても多くの問題がある。国庫負担をもとに戻し、さらにふやしていく姿勢が問われており、この制度のあり方には不満を呈する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第8号平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護認定申請数1,841件に対して、認定件数1,836件となっているが、その差5件の詳細は」との問いがあり、当局より「いずれも再審査となったものです。その内訳は、主治医意見書と認定調査の内容に相違があるためということが2件、資料不備と判定されたものが2件、主治医意見書の内容に不備があるのが1件です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第10号平成28年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「MRIの平成28年度年間検査使用回数はどれくらいか」との問いがあり、当局より「平成28年度は1,045件で、前年度より29件ふえている状況です。1日当たり4件を目標に定めており、年間目標972件に対して達成率は108%となっております」との答弁がありました。

委員より「平成28年度の手術件数はどうであったか」との問いがあり、当局より「整形外科が179件、外科が22件の合計201件でした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○遠藤智与子委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第5号、認第6号、認第7号及び議第46号を除く、認第1号平成28年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成28年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成28年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成28年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成28年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成28年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成28年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号及び認第10号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第46号平成28年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成28年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成28年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成28年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべき

ものと決しました。

閉 会 午前10時05分

○遠藤智与子委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 木 村 寿太郎

決算特別委員会委員長 遠 藤 智与子

